

指定管理者に関する第三者評価シート

1 施設の概要

(評価実施年度: 令和 5 年度)

施設の名称	東大阪市立図書館(花園・永和・四 条・大蓮分室・石切分室・移動図書 館)			指定期間	3	年度～	7	年度		
				選定方法	公募					
				指定管理者名	株式会社図書館流通センター					
所管部課名	社会教育部 社会教育課			評価機関名	仰星監査法人					
施設の 設置目的	社会教育法に基づき、市民の教 育と文化の発展に寄与する。			主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書、記録その他必要な書類を収集、 整理、保存し、一般公衆の利用に供す る ・3館2分室・移動図書館の管理 ・図書等の選定・購入・整理・保存業 務、レファレンス業務、ブックスタート業 務、電子図書館等の実施 					
設置時期	昭和	41	年度							
主な料金体系 (有料・無料等)	無料									

2 管理運営状況等

年度	実績						今年度(予算)		次年度(見込)					
	令和	2	年度	令和	3	年度	令和	4	年度	令和	5	年度	令和	6
供用(開館)日数	1,222		1,273		1,497		1,478		1,483					
収 支 状 況 (千 円)	収入総額	408,268		409,218		410,087		410,300		410,300				
	指定管理者委託料	408,198		409,070		409,912		410,000		410,000				
	利用料金収入	0		0		0		0		0				
	自主事業収入	70		148		175		300		300				
	その他収入	0		0		0		0		0				
	支出総額	408,274		411,280		414,146		410,300		410,300				
	人件費	243,004		216,583		219,703		219,974		219,974				
	施設維持管理費	73,305		57,798		62,551		62,358		62,358				
	事業費	91,965		136,899		131,892		127,968		127,968				
	その他支出	0		0		0		0		0				
収支差額	△ 6		△ 2,062		△ 4,059		0		0					

3 第三者評価の総括

仕様書等の基準を超えて優良な場合は「S」
 仕様書等の基準通り実施された場合は「A」
 仕様書等の基準を下回り、一部に不備が見られる場合は「B」
 管理運営上不適切な部分があり、改善が必要な場合は「C」

評価の観点	第三者評価(評価できる点や要改善事項)		
	個別評価 S A B C	指定管理者に対する 主な意見	施設担当課に対する 主な意見
有効性 施設の設置目的が十分に達成出来たか？	A	<ul style="list-style-type: none"> ・当初事業計画の目標数値(来館者数、貸出件数、貸出人数等)の管理ができておらず、効果測定の点で課題がある。 ・当初の提案書に盛り込まれた様々な提案内容を具体的に落とし込んだ中長期的な観点での計画が作成されていない。提案時と大きく経済環境が異なっているが当初の提案から見直しはされていない。そもそもの提案内容の見直しの検討が必要ではないかと考えられる。 ・東大阪商工会議所との連携、セカンドオフィスとしての利用促進についての取り組みが十分ではなく、さらなる促進が必要である。 ・上記のような今後の課題はあるものの、全体的に図書館の運営に精通している指定管理者により他施設のノウハウを活かした施設運営が行われておりサービス水準も以前よりも向上しているものと評価される。以上のことから、施設の設置目的が達成できていると評価した。 	所管課は「提案サービス項目別実施状況」の提出を受けることで事業計画に記載の提案事業に対する実施状況の確認を行っているということであるが、より具体的な目標管理も検討されたい。
効率性 経費の低減等の効果があったか？	A	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。
適正性 公の施設に相応しい適正な管理運営が行われたか？	B	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書第28条に定める情報公開規程が整備されていなかった。 ・計画的な備品の実査・調査がなされていない。所管課と調査範囲の認識についてすり合わせをし、計画を策定する必要がある。 ・指定管理者で購入した備品について、現在1件だけなのでリストとして管理されていないが、今後件数も増えることが想定されるため、今後購入された際には、管理しやすいようリスト化することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のとおり指定管理者と備品の実査・調査についてすり合わせを行う必要がある。
継続性 財務状況 財務健全性が確保され、適正な会計処理が実施されているか？ 労務管理状況 職員の労働環境整備に向けた適切な取り組みが実施されているか？	A	検討した範囲で、特段問題となる点は認められなかった。	検討した範囲で、特段問題となる点は認められなかった。
	A	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。
今後期待される点や その他特記事項	最終評価 A	一部の業務について不備が認められた。また、当初の提案内容や事業計画について一部未達事項がある。図書館のオペレーション自体は概ね適切に行われており仕様書の基準を満たした業務運営が行われていると評価するものの、目標管理をより適切に行うとともに、今後の利用者のさらなる満足度の向上、利用者数増加に向けた取り組みに期待する。	